

高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年3月25日条例第3号)第10条の規定の基づく高知県営住宅入居者選考基準等審査委員会(以下、委員会といふ。)の設置運営に関し、条例に定めるほか、必要な事項を定める。

(開催)

第2条 知事は、毎年当初募集の選考に併せて委員会を開催する。ただし、知事が必要と認める場合は、隨時委員を招集し開催することができる。

(事務局)

第3条 条例及びこの要綱の定めにより委員会の設置運営のため、高知県庁の県営住宅管理担当課に事務局を置き、次の庶務を行う。ただし、入居者選考資料及び議事録は、県営住宅管理代行委託業者が行う。

- (1)委員会の開催に関する事務。
- (2)開催に必要な予算の確保及び執行に関する事務。
- (3)広報に関する事務。

(公開)

第4条 委員会、資料及び議事録は、原則として公開するものとする。ただし、次の場合は、非公開又は一部非公開とする。

- (1)会議において、高知県情報公開条例(平成2年3月26日条例第1条)第6条各号に該当する情報を含む場合は、当該審議時間を非公開とする。
- (2)前号の情報を含む資料及び議事録については、非公開又は一部非公開とする。

(傍聴人に対する指示)

第5条 委員長は、前条第4条第1号の審議時間又は傍聴人が議事進行を妨げる行為を行った場合は、傍聴人に対し会場からの退室を命じることができる。

(その他)

第6条 条例及びこの要綱に定めの無い場合は、委員と事務局が協議のうえ決定をする。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。